

平成28年8月10日
生活文化部
障害福祉担当部
子ども・若者部

総合福祉センター跡利用の方向性の一部見直しについて（検討状況）

〔付議の要旨〕

総合福祉センターの跡利用について、今般の児童福祉法改正に伴う状況変化に対応するため、方向性を一部見直すこととしたので、その検討状況を報告する。

1 主 旨

総合福祉センターは、その機能や業務を整理し、平成30年度末をもって梅ヶ丘拠点施設の民間施設棟と同区複合棟へ移行し、廃止することとしている。機能移行後の跡利用については、子ども・子育て施設と男女共同参画センター「らぷらす」（以降、「らぷらす」という。）を複合化した施設活用の方向性を整理のうえ、検討を進めてきたところである。

一方、国が進める児童虐待防止への取組み強化の流れの中で、本年5月に児童福祉法改正案が可決・成立し、政令で定める特別区は児童相談所を設置できることとなった（平成29年4月施行）。区では、総合的な児童相談行政を構築するため、体制の強化が急務となっている。

このような状況の変化に対応するため、総合福祉センターの跡利用の方向性を一部見直し、らぷらすに代えて、整備を急ぐ児童相談所を配置することとし、子ども・子育て支援と児童虐待防止を一体的に推進する複合施設として再整備する方向で検討を進めているので、その検討状況について報告する。

2 本施設設置の基本的な考え方

区では現在、核家族化を背景とした子育てに対する不安感・負担感の高まりや地域におけるつながりの希薄化により孤立する子育て家庭を支えるため、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援拠点施設の充実や子どもを育む活動団体への支援等を行っている。

また、子どもや子育て家庭のあらゆる相談窓口である子ども家庭支援センターを総合支所に設置し、法的権限を有する児童相談所と連携しながら、気軽な相談から被虐待等要保護児童の早期発見・早期対応に努めてきた。

児童相談所の移管にあたっては、子ども家庭支援センターの相談機能の強化、地域における見守り・支援のネットワークの充実を図りつつ、児童相談所を含めた切れ目のない児童相談行政の体制を実現する必要がある。

このため、区児童相談所の設置においては、妊娠期からの気軽な相談、仲間づくり、子どもの一時預かりによるレスパイトなどの機能を有する子育てステーションと相互に連携することで、児童相談所の機能の最大化を目指す。また、児童虐待対応等の専門性を高め、バックアップする機能について検討する。

3 施設機能

跡利用施設の主な機能は、以下の内容で検討している。

なお、ユニバーサルデザイン等施設整備の方針、施設配置、管理方法等を含め、跡利用施設基本構想において整理する。

(1) 児童相談所

- ① 想定面積 1, 000㎡程度
- ② 施設 事務室、面接・相談室、心理室、箱庭療法室、プレイルーム、倉庫等
- ③ その他 児童相談所の移管に向けた今後の組織体制等詳細検討に合わせ、引き続き必要室数及び面積等を調整する。

(2) 子育てステーション梅丘

- ① 想定面積 800～900㎡程度
- ② 施設 おでかけひろば、ほっとステイ、発達相談室、認可保育施設
- ③ その他 現在は民間借上げ施設であり、平成32年3月で借上げ期間満了となることから、総合福祉センター跡への機能移転に伴い、現施設は返還する。

(3) 水治療法室

- ① 想定面積 400㎡程度
- ② 施設 プール、付帯設備等
- ③ 内容 障害児者を対象とした、健康保持・増進を目的とする事業を実施するとともに、身体が不自由等の理由で利用を希望する者へも開放する。

4 らぷらすについて

保健福祉三課の北沢タウンホールへの移転による改修工事实施に伴い、らぷらすは本年10月に、昭和女子大学オープンカレッジ跡(太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階)に仮移転し、その後総合福祉センター跡に移転する予定としていた。

しかし、総合福祉センター跡利用について前述のとおり見直すこととなったため、らぷらすは当面の間、仮移転先での運営を続けながら、就労支援や子育て支援との効果的な連携を考慮した上で、総合福祉センター跡に代わる移転先を検討することとする。

なお、移転先の検討は中期的ともなりうることや、策定中の第二次男女共同参画プラン〈素案〉においても、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援や生きづらさを抱える人々の相談・居場所の拠点として、機能の充実を図ることを掲げているため、上記仮移転先ビルの6階フロアを追加して借上げ、機能強化に向けた施設環境向上を図る。

5 今後のスケジュール(予定)

平成28年9月上旬	区民生活・福祉保健常任委員会報告
28年度中	跡利用施設基本構想
29・30年度	基本設計・実施設計
31年度	改修工事
32年4月	施設開設

※児童相談所は、特別区間の連携を考慮し平成32年4月以降できる限り早期の開設を目指す。